

令和8年度

全国町村会総合賠償補償保険制度

町行事で“けがをした！ものを壊した！”

すぐ役場総務課又は行事等の担当課へご連絡ください。

町が主催・共催する行事(活動)および社会奉仕活動(ボランティア活動)への参加

での事故には、補償保険が支払われます。

内 容	保険金額
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	20万～500万円
入院保険金	2万～30万円
通院保険金(1日以上から)	5千～12万円

※補償が不十分であれば、各地区で子供会安全保険・公民館総合保障制度保険に加入してください。

※スポーツ協会主催の活動時の保険は別となります。スポーツ行事参加中の事故については、大木町スポーツ協会にご連絡ください。

連絡先 大木町役場 総務課

0944-32-1035



補償保険（災害補償保険）

町村等が主催・共催する行事、学校教育活動および社会奉仕活動（ボランティア活動）等に参加する住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかぎりず。）もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規程」に基づいて、その被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

対象となる町村等の行事（活動）

- ① 学校教育業務（活動）
- ② 町村等が主催する社会体育活動（行事）、社会文化活動（行事）および社会福祉活動（行事）
- ③ その他町村等が主催（共催を含みます。）し、住民が参加する行事
- ④ 社会奉仕活動（ボランティア活動）
- ⑤ 選挙の投票所内での投票者も補償対象となります。



（注）①は、児童・生徒については、死亡・後遺障害のみで、入院・通院給付はありません。

（注）②③および④の行事・活動への往復途上も対象です。ただし、住居を出発する前に参加者名が町村等の備える名簿に確定していること、および、行事開催日・場所が客観的資料により確定できる必要があります。

（注）②③は、行事性のあるもの（※）を対象とします。

（※）行事性のあるものとは、恒常的に行われるものではなく、一定の計画のもと、日時を事前に決め、公表して行う事柄・催しをいいます。

（注）入院医療補償保険金と通院医療補償保険金の両方の支払いはできません。入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方が支払われます。

なお、保険約款上、故意・病気・自然災害・変乱暴動・公務災害（公務の延長上の災害を含む）などによる災害は対象になりませんのでご注意ください。

参加者の範囲

町村等の主催する対象活動に参加中の者で、当該活動の観覧者、応援者、聴衆、入場者については、例えば事前に登録がなされている、郵送された入場券を持っているなど、特定された者であることが必要です。

主催の定義

本保険制度で対象とする主催行事等とは、以下の少なくとも1つの要件を満たした行事であり、町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある行事となります。

- ① その行事等の企画・立案（日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等）またはこれへの参加
- ② 運営担当者またはスポーツ推進員等の参加あるいは設置
- ③ その行事等のための運営費の支出

共催の定義

本保険制度における共催とは、共同主催とみなせることが必要となります。したがって、実態上主催者としての要件を備えている場合は、その町村等が共催している行事等であるといえます。

補償保険（災害補償保険）

社会奉仕活動（ボランティア活動）の定義

団体（注1）または住民個人が、町村等の事前の承認あるいは依頼（注2）を受けて、次の要件をすべて満たして行う住民（注3）のための業務・活動をいいます。

- ① 無報酬（注4）で行われる活動であること
- ② 労力の提供がなされること
- ③ 団体（注1）あるいは町村等の管理下（注5）で行われるものであること



- （注1）団体とは、町内会、PTA、青年団、婦人会、子供会、NPO法人、その他ボランティア団体をいいます。必ずしも当該町村等の住民だけで構成される必要はありません。
- （注2）「事前の承認」とは、町村等へ届出をし、町村等が当該活動に一定の関与（指導・指示）をすることをいい、予め町村等が承認したことを客観的に証することができることをいいます。「事前の依頼」とは、予め町村等が依頼したことを客観的に証することができることをいいます。
- （注3）当該町村等の住民のためだけでなく、他の町村等の住民のための社会奉仕活動も対象となります。ただし、ボランティアの受入側町村とボランティアの派遣元町村との間で、重複して補償保険の適用ができる場合は、いずれかの町村の補償保険を適用するかを町村間で協議のうえ、決定するものとし、重複して支払わないものとします。
- （注4）無報酬とは労働の対価を得ていないことをいい、昼食代・交通費等の実費の費用弁償は報酬に含まれません。
- （注5）「団体あるいは町村等の管理下」とは、
- イ. 町村等からの依頼書、要請書、企画書等で、町村等の依頼による社会奉仕活動であることが確認できる。
 - ロ. 活動参加者が名簿等で確認できる。
 - ハ. 町村等の職員が同行しており、社会奉仕活動の内容が確認できる。
 - ニ. 団体管理下の場合、町村からの団体への事前の承認や依頼が確認でき、活動完了を報告している。
- などをいいます。

また、社会奉仕活動には避難支援活動も含まれます。

（避難支援活動の定義）

個別避難計画に基づく避難支援をおこなう者または地区防災計画等に基づき、災害時に避難支援等に従事する役割の者が行う次の活動

- 避難支援、避難誘導
- 避難所開設準備中、避難所開設支援中
- 安否確認
- 出火防止など最低限の初動
- 負傷者の救出、救護
- 情報の収集、伝達
- 飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- 上記以外であっても避難支援に類する活動
- 避難訓練（避難訓練の場合は避難情報の発令等不要）